

盛岡市監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 30 日

盛岡市監査委員	村 田 芳 三
同	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和 2 年 2 月 7 日付け 1 盛監第 61 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 商工観光部及び建設部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

2 盛建住第 40 号
令和 2 年 4 月 21 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 2 月 7 日付け 1 盛監第 61 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 建設部建築住宅課）

業務委託契約において、承諾を得ていない者に業務の一部を請け負わせている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

建築設計業務委託の業務監理にあたり、受注者が業務の一部を第三者に委託する場合の事前承諾について課内研修を実施し、周知徹底を行った。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は当該業務委託の調査職員が、受注者から第三者に委託された業務を建築設計業務委託契約約款第 12 条第 3 項ただし書きに規定している「設計図書に指定した軽微な部分」であると思ひ込み、承諾書を提出させていなかったことによるものである。

今後は建築設計業務委託を発注する際、委託要領書の中に「建築設計業務委託契約約款第 12 条第 3 項ただし書」に指定する部分を明示するとともに、指定されていない業務を第三者に請け負わせる場合には発注者の承諾が必要であることを受注者に周知し、再発防止に努める。